

保育所等入所申込書

福知山市福祉事務所 様

保育所等への入所を次のとおり申し込みます。

◎記名押印に代えて、署名することができます

申請日：令和 年 月 日

(保護者) 申請者	(ふりがな) 氏名	児童から みた続柄	性別	生年月日	
	Ⓜ		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	昭和 平成	年 月 日生
	住所	〒		日中の連絡先 ※確実に連絡の つく電話番号を お書きください	
申請に係る 小学校就学 前子ども	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日		認定者番号 ※すでに認定を受けられて いる場合ご記入ください
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	平成 令和	年 月 日生	

利用希望施設（事業者）・期間

(事業者名) 利用を希望する施設	第1希望	施設名 (希望理由)	※事業所番号	
	第2希望	施設名 (希望理由)	※事業所番号	
	第3希望	施設名 (希望理由)	※事業所番号	
利用を希望する期間	令和 年 月 日 から どちらかに チェック { <input type="checkbox"/> 小学校入学まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで			

祖父母の状況（申請日現在の状況）

続柄	同居の 場合は ○印	別居の場合は住所を記入してください (市外の場合は、市町村名だけでも可)	年齢	就労状況	健康状態
父方	祖父			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
	祖母			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
母方	祖父			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
	祖母			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否

保育所等の利用状況

等 利用 状況 の 保育 所	(ふりがな) 氏名	生年月日		利用保育所等
		平成 令和	年 月 日	
		平成 令和	年 月 日	
		平成 令和	年 月 日	
地域型保育事業の卒園予定の方のみ右欄にご記入 ください *地域型保育事業とは、市町村の確認を受けた小規模保育、家庭 的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育をいいます。				<input type="checkbox"/> 連携施設のみ入所希望をする <input type="checkbox"/> 連携施設以外にも入所希望をする

※ 市 記 載 欄	保育の実施の可否	保育実施期間		入所保育所等
	要・否 (理由)	自 至	年 月 日 年 月 日	
	年 月 日承諾	備考：		

記入上の注意事項

この申込書は、保護者が次の点に注意して記入し、福祉事務所に提出してください。なお、1世帯から2名以上の児童が同時に入所申し込みをする場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「氏名」の欄は、ふりがなをつけ、「性別」の欄は該当するものにチェックをしてください。
- 2 「入所を希望する施設」は希望する順位により記入し、その理由を記入してください。
(例：距離が近いため、既にきょうだいが入所しているため、延長保育を実施しているため等)
- 3 「利用を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの希望する期間を記入してください。
- 4 集団保育に際して児童に配慮が必要と思われる場合は、ご相談ください。
- 5 保育所等への入所については、以下のような場合に入所できない事がありますのであらかじめご了承ください。
 - ・保育所等へ入所できる基準に該当しない、あるいは保護者等が家庭で保育できる状況にある場合
 - ・保育所等の定員に余裕がない場合

*保育所等とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

保育所等へ入所できる基準

保育所等へ入所できる児童は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童の保育が必要であると認められる場合です。

- ①就労
*保護者のいずれかの月の就労時間が120時間未満の場合は原則保育短時間
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動・・・原則保育短時間
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要・・・原則保育短時間
- ⑩その他

※給付認定を受けた場合でも必ずしも希望する保育所等を利用できるとは限りませんので御了承ください。